

1. 助成を受けることが出来る事業主

- (1) 地区木材組合に所属する事業主。
- (2) 林業労働に従事している者の雇用保険、健康保険、厚生年金、労災保険の保険料等の事業主負担分を支払った事業主。

2. 助成事業の給付基準

	事業名	給付対象	給付対象年齢及び給付額等	事業対象年度	添付書類
1	林業従事者就労条件整備事業	林業労働を主として従事する者の雇用保険、健康保険、厚生年金、労災保険の保険料等の事業主負担分を支払った地区組合に所属する事業主 *当事業の助成受給が10年未満の事業主に限る。	雇用保険、労災保険は年齢の制限を定めない。 健康保険は令和6年4月1日に於いて60歳に満たない林業労働に従事している者を対象とし、厚生年金は令和6年4月1日に於いて65歳に満たない林業労働に従事している者を対象とする。(※1～※3) 給付額は、それぞれの事業主負担分の8分の1以内とする。	令和6年度 令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	別紙参照
2	林業担い手手当支援事業	林業労働を主として従事している者へ新規手当を新設して支払った地区組合に所属する事業主	令和7年4月1日時点に於いて50歳に満たない、林業労働に従事している者。 2,000円/月・人以上の手当を新設して支払った事業主に1,250円/月・人の助成を行う。	令和7年度 令和7年1月1日 ～ 令和7年12月31日	別紙参照
3	福利厚生サービス加入促進事業	林業労働を主として従事している者を福利厚生サービスへ加入させた地区組合へ所属する事業主	林業労働を主として従事している者を対象とし、加入者1名につき毎月の掛金の上限を1,500円として、その2/3以内を支給する。	令和7年度 令和7年1月1日 ～ 令和7年12月31日	別紙参照
4	多能技術者養成事業 (右記研修以外は助成対象外)	高度な林業技術の習得及び林業に必要な資格を取得する研修に被雇用者を参加させようとする事業主	研修に参加した者を対象に、その研修日数に対して基準単価(21,100円)を乗じた額の4分の1以内とする。	令和7年度 令和7年4月1日 ～ 令和8年2月28日	別紙参照
		助成対象となる研修*4 1.玉掛け技能講習 2.小型移動式クレーン 3.車両系建設機械技能講習(整地) 4.不整地運搬車技能講習 5.はい作業主任者技能講習 6.地山掘削及び土止め支保工作業主任者 7.伐木等特別教育 8.小型車両系建設機械特別教育 9.機械集材装置特別教育 10.ショベルローダー等の運転業務特別教育 11.刈払機取扱作業者 12.はい作業従事者安全教育 13.造林作業の作業指揮者安全衛生教育 14.安全衛生推進者 15.走行集材機械の運転業務従事者に対する安全衛生特別教育 16.簡易架線集材装置等の運転業務に係る特別教育 17.伐木等機械の運転の業務に係る特別教育 18.ロープ高所作業の業務特別教育			

*1 健康保険については、40歳になった月から保険料率が変わるため、助成金額も変更となる。

*2 厚生年金については、緑の雇用事業にて助成(就業環境整備費)を受けている期間は対象外。ゲガ等により緑の雇用の助成金を受け取っていない期間については助成の対象月とすることができる。
(FW1～3: 令和6年6月～令和7年1月)

*3 基金でいう林業労働に従事している者とは、森林組合作業班員及び地区木材組合に所属する素材生産を主たる事業として行う事業体に直接雇用され、これらの作業を行う者をいう。

*4 助成対象となる研修とは、緑の雇用事業においてFW1～3及びFL・FMで取得する資格に限る。

令和7年度助成事業に係る必要書類と提出期限

交付申請を行う事業体は、(公財)岡山県林業振興基金事業の申請に係る調査書も併せて必ずご提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。(様式第8号)

(公財)岡山県林業振興基金

事業名	提出書類	添付書類
林業従事者 就労条件整備 事業	様式第2号 <u>提出期限：令和7年7月18日</u>	労災保険・雇用保険確定保険料申告書(受付印有) 健康保険・厚生年金納入告知書(一年分) 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書(写) 助成対象加入者名簿
多能技術者 養成事業	交付申請：様式第5号 <u>提出期限：令和7年7月18日</u>	交付申請：研修生調書
	実績報告：様式第5号-2 様式第5号-3 <u>提出期限：令和8年2月13日</u>	実績報告：資格証(修了証)の写し
林業担い手 手当支援事業	交付申請：様式第3号 <u>提出期限：令和8年1月16日</u>	・社内確認書類(写) ・受領一覧表(写)：林業従業員の署名(本人自筆)と押印
福利厚生サ ービス加入 促進事業	交付申請：様式第4号 <u>提出期限：令和8年1月16日</u>	・助成対象加入者名簿 ・加入者証等(写) ・支払い金額が分かる書類(カタログ等及び通帳の写し)

※林業従事者就労条件整備事業については、助成金の交付決定と額の確定を併せて行うので実績報告書の提出は必要ありません。